

令和8年度採用 逗子市会計年度任用職員採用試験案内

～逗子を想い、未来を創る(つくる)職員を募集します～

受付期間	令和8年4月8日(水)～令和8年5月7日(木)
------	-------------------------

■■ 試験の目的 ■■

この試験は令和8年度会計年度任用職員の採用を目的としています。今回の採用試験は、通年勤務を対象とした試験になります。

なお、採用に当たっては、採用候補者名簿(名簿の有効期限は最終合格決定日から令和9年3月31日までとします。)を作成します。

採用候補者名簿登録方式

試験により能力の実証を得た方を採用候補者名簿に登載し、欠員等により採用の必要が生じた場合にその名簿の中から採用する制度。

採用候補者として名簿登載された場合でも、必ず名簿有効期間中に採用されるという制度ではありません。

■■ 職 種 ■■

募集職種	仕 事 の 内 容	募集人員
管 理 栄 養 士	管理栄養士業務(保健指導業務等)	1名

■■ 受験資格 ■■

2026年(令和8年)4月1日時点において管理栄養士の資格を有している人

次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■■ 受験手続 ■■

(1) 申込方法 電子申請のみ

申込方法	<p>逗子市ホームページ内の「会計年度任用職員採用情報」から、電子申請・届出システム（e-KANAGAWA）に接続し、利用者情報を登録した後、受験申し込みを行ってください。</p> <p>※入力は「e-KANAGAWAでの採用試験申込方法について（利用方法）」を確認してください。電子申請・届出システムは一定時間が経過すると自動でログアウトしますのでご注意ください。</p> <p>【会計年度任用職員採用情報】</p> <p>https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/jinji/1006773/1006777.html</p>
受付期間	<p>令和8年4月8日（水）午前9時00分から 令和8年5月7日（木）午後5時00分まで</p> <p>※受付期間中に正常に受信したものを有効とします。</p> <p>※電子申請・届出システムはメンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕を持ってお申し込みください。</p>

■ ■ 試験の日時、場所及び科目 ■ ■

第1次試験

試験科目		職 種	管理栄養士
面接試験	実施日	令和8年5月14日（木）の午前中を予定。 ※集合時間は5月11日（月）に送付するメールにて通知いたします。	
	場 所	逗子市役所 【受付】逗子市役所3階 職員課	
	持ち物	○本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等） ○管理栄養士登録が確認できる書類の写し ○逗子市会計年度任用職員採用試験申込書・履歴書 e-KANAGAWAにて出力し、両面印刷してください。 なお、証明写真の貼付、受験番号・署名欄の記載をしたうえで提出してください。 （受験番号は5月11日に送付するメールにて通知します）	

■ ■ 合格発表 ■ ■

- (1) 試験の結果については、可否にかかわらず文書で通知します。
- (2) 電話による問い合わせはお断りします。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (4) 合格から採用まで
 - ① 最終合格者発表は、令和8年5月中旬以降を予定しています。
 - ② 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用の必要が生じた場合にその名簿の中から、令和8年6月1日以降に採用となります。
 - ③ 名簿登載期間は、最終合格決定日から令和9年3月31日までです。
 - ④ 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

■ ■ 勤務条件（令和8年4月1日現在） ■ ■

(1) 任 期

採用の日から令和9年3月31日まで(通年採用)

(2) 再度の任用について

原則2年間まで、人事評価等により、再度の任用を可能とします。3年目には、試験又は選考を実施します。

(例)令和8年度新規採用

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
勤務年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
試験実施年度			年度中に試験実施			年度中に試験実施
採用又は再度の任用	試験による採用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	試験による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用

(3) 条件付き採用について

一定の期間勤務し、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。期間は原則として1ヵ月間になります。その間の勤務成績が良好でない場合は、正式採用されない場合があります。

(4) 職務内容及び勤務時間等詳細

●管理栄養士

保健指導業務等

原則8:30～17:15の間で週31時間(週4日)平日勤務

※勤務場所は逗子市役所他

(5) 休日・休暇

年次休暇、特別休暇(夏期休暇等)等が付与されます。

(6) 報 酬

(令和8年4月1日現在)

職種	勤務時間	報酬月額
管理栄養士	週31時間	193,984円

※逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

※令和8年4月1日現在のため、変更になる場合があります。

※時間外勤務があった場合その勤務に係る報酬は翌月の報酬の支給日に支給します。

(7) 職歴加算について

再度の任用を行う場合は、それまでの逗子市会計年度任用職員としての職歴(任用期間、週の勤務時間等)に応じて、報酬を決定します。

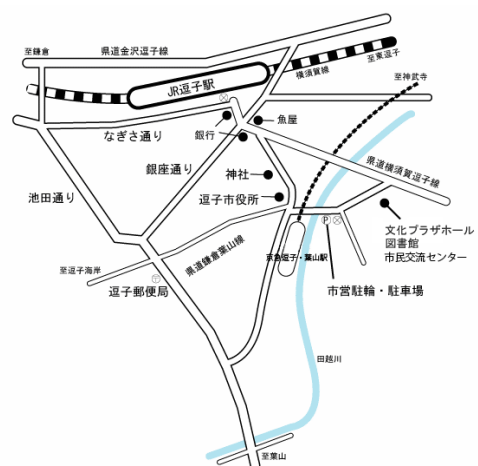
- (8) 交通費(通勤に係る費用弁償)について
通勤距離が片道2km以上ある者については、交通費が支給されます。
- (9) 期末・勤勉手当について
期末・勤勉手当が支給要件に応じて支給されます。
※期末・勤勉手当の支給は週15.5時間以上の勤務などの諸条件があります。
- (10) 社会保険等
社会保険は、任用条件等により該当する場合、神奈川県市町村職員共済組合健康保険・厚生年金保険への加入となります。
- (11) 労働保険
雇用保険法によります。
- (12) 災害補償
労災補償保険法又は、市の公務災害補償条例による。
- (13) 服務等について
服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

■■ 注意事項 ■■

- (1) 試験に対する問い合わせは、前記の受付場所にてください。
- (2) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず事前にご相談ください。
- (3) 受験の際には、自家用車での来場はできません。公共交通機関等をご利用ください。
- (4) 受験の際には、必ず申込書・履歴書、本人確認書類をお持ちください。
- (5) 提出された書類は、お返しいたしません。
- (6) 面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。

■■ 試験会場 ■■

逗子市役所(逗子市逗子5-2-16)
5階会議室



■■ 試験に関する問い合わせ先 ■■

逗子市総務部職員課

046-873-1111 内線 362